

## 用語集（用語の解説）

### 1. みどりの基本計画関連の地域地区・制度等の用語

みどりの基本計画における主に地域制緑地に関連する地域地区及び諸制度を都市緑地法、都市計画法、生産緑地法等の法律に分けて解説する。

#### （1）都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度

都市緑地法は、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的とした法律であり、緑地の少ない都市部における緑地の保全や緑化の推進のための仕組みを定めている。

用語（条番号）	内容（都市緑地法運用指針の主な記載内容等）
<b>緑地保全地域</b> （法第5条） （指針5） （都市計画法第8条第1項第12号、第3項）	<p>生物多様性確保等の観点から重要性が高い、市街地内及びその周辺の里地・里山などの緑地を、一定の土地利用を容認しつつ保全するための制度で、都市計画法の地域地区として、市町村（広域は都道府県）が都市計画に定めることができる。</p> <p>地域内での建築等の行為の着手前に届出が必要で、行為の中止命令（損失は補償される）も可能となり、その規制基準等を示した緑地保全計画を定めなければならない。</p>
<b>特別緑地保全地区</b> （法第12条） （都市計画法第8条第1項第12号、第3項）	<p>都市の無秩序な拡大防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等を保全するために都市計画法の地域地区として市町村（広域は都道府県）が定める地域。建築、造成等の行為が許可基準により規制される。（損失補償、土地の買入れ等の制度がある）</p>
<b>管理協定制度</b> （法第24条） （指針8）	<p>地方公共団体またはみどり法人が、緑地保全地域内または特別緑地保全地区内の緑地について土地所有者等による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者等との間で緑地の管理のための協定（管理協定）を締結し、土地所有者等に代わり緑地の保全及び管理を行う制度である。</p>
<b>緑化地域制度</b> （法第34条） （指針9） （都市計画法第8条第1項第12号、第3項、第4項）	<p>良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市区町村が都市計画に緑化地域を定め、敷地が大規模な建築物について緑化率の最低限度の規制を行う制度。</p> <p>敷地面積が一定の規模以上の建築物の新築・増築を対象に、建築物の緑化率を、都市計画に定める建築物の緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる。</p>

法：都市緑地法

指針：都市緑地法運用指針

用語（条番号）	内容（都市緑地法運用指針の主な記載内容等）
<b>緑化施設</b> （法第 34 条第 2 項） （指針 9 (3)）	植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設（建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る）。
<b>緑化率</b> （法第 34 条第 2 項、 第 40 条） （指針 9 (3)）	建築物の緑化施設の敷地面積に対する割合 平成 29 年の法改正で、壁面緑化は鉛直投影面積（緑化された垂直壁面の面積）として算定されることになった。
<b>保全配慮地区</b> （法第 4 条第 2 項第 6 号） （指針【運用指針で用 いられている略称 等について】、 指針 4 (4)⑦）	<p>「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を指し、みどりの基本計画に地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めることができる。</p> <p>風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民と自然のふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等に区域設定し、地区計画等区域内の緑地保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全活用方策、条例に基づく緑地保全施策等の緑地保全施策について定めることができる。</p>
<b>緑化重点地区</b> （法第 4 条第 2 項第 8 号） （指針【運用指針で用 いられている略称 等について】、 指針 4 (4)⑨）	<p>「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」を指し、みどりの基本計画に地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めることができる。</p> <p>比較のみどりが少ない地区での重点的な緑化推進等、市町村の緑化事業のモデルとなるような地区であり、公共公益施設の緑化施策や緑化推進の官民連携方針等を定める。</p>
<b>緑地協定制度</b> （法第 45 条） （指針 11 ）	<p>相当規模の一団の土地または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度。</p> <p>保全・植栽する樹木等の種類、場所、垣・さくの構造、樹木等の管理事項、その他緑地保全・緑化に関する事項等について協定を定める。</p>

法：都市緑地法

指針：都市緑地法運用指針

用語（条番号）	内容（都市緑地法運用指針の主な記載内容等）
<b>市民緑地制度</b> （法第 55 条） （指針 12）	土地または人工地盤、建築物その他の工作物に設置され、住民の利用に供する緑地または緑化施設を土地の所有者が提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進する制度。
<b>市民緑地契約制度</b> （指針 12-1）	地方公共団体またはみどり法人が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地制度
<b>市民緑地設置管理計画の認定制度</b> （法第 60 条） （指針 12-2）	民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地制度
<b>緑地保全・緑化推進法人制度</b> （みどり法人制度） （法第 69 条、70 条） （指針 13）	みどり法人制度は、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る観点から、一定の緑地整備・管理能力を有するNPO法人等の営利を目的としない法人、または、都市の緑地保全及び緑化推進を目的とする会社について市区町村長がこれを指定し、管理協定に基づく緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買入れ・管理主体等として、また、特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理主体としても位置づける制度。

法：都市緑地法

指針：都市緑地法運用指針

## (2) 都市計画法に基づく地域地区及び諸制度

都市計画法は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るための法律。

基本的な仕組みは、まちづくりを行う区域を「都市計画区域」に指定し、その都市計画区域の中においてさまざまな区域・地域・地区を指定し、都市施設の整備や市街地開発事業の推進を図ることを目的としている。

用語（条番号）	内容（都市計画法の主な記載内容等）
都市計画区域 (法第5条)	自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて都市利用規制や都市計画事業等が実施される。
区域区分 (法第7条)	都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区分で、「市街化区域」と「市街化調整区域」を区分できる制度。 なお、市街化区域と市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」といい、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）で定めることができる。
市街化区域 (法第7条第2項)	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域 (法第7条第3項)	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
地域地区 (法第8条)	都市計画区域内において、その利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限をかけることで、地域または地区の適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
用途地域 (法第8条第1項第1号、法第9条第1～13項)	めざすべき市街地像に応じて、区域ごとに建ててよい建造物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等を制限した地域のこと。 大きくは住居系、商業系、工業系に分けられ、全部で13種類の地域がある。
風致地区 (法第8条第1項第7号、法第9条第22項)	都市の風致を維持するために定められる地区で、良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域等を指定し、生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境の維持を図っている。 建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採その他の行為について規制を設けることができる。
緑地保全地域 特別緑地保全地区 緑化地域	(法第8条第1項第12号、第3項、第4項) ⇒(1)都市緑地法を参照
生産緑地地区	(法第8条第1項第14号) ⇒(3)生産緑地法を参照

法：都市計画法

※地域地区は、みどりの基本計画に関連するもののみを記載

### (3) 生産緑地法に基づく地域地区及び諸制度

生産緑地法は、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を行い、良好な都市環境を形成することを目的とした法律である。

「生産緑地地区」や「特定生産緑地」は生産緑地法に従って指定することができる。

用語（条番号）	内容（生産緑地法の主な記載内容等）
生産緑地地区 (法第3条) (都市計画法第8条 第1項第14号)	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の以下に該当する一団の農地等について、市町村が都市計画に定めた地域地区をいう。 ・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している ・農林業の継続が可能な条件を備えている ・面積 500 m <sup>2</sup> 以上の区域（条例で下限を 300 m <sup>2</sup> に引下げ可能）
特定生産緑地 (法第10条の2)	地区指定の告示の日から 30 年が経過することとなる生産緑地のうち、その周辺の公園、緑地その他の公共空地の整備の状況や土地利用の状況から、今後もその保全を確実に行うことが、良好な都市環境の形成を図る上で、特に有効であることを認められるものを特定生産緑地として指定することができる。

法：生産緑地法

### (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）による

#### 生産緑地の貸借に係る措置

従来の都市農地の賃貸借は、以下の理由により、農地所有者が都市農地を貸したがらないことなどから円滑に進まないケースがみられた。

- ・都道府県知事の許可を受けた上で、当事者が賃貸借契約を更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で契約が更新されること（農地法第17条、第18条）
- ・所有者が都市農地の相続税納税猶予の適用を受けている場合、都市農地を貸し付けると納税猶予が打ち切られること

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、このような状況への対策として、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律である。

用語（条番号）	内容（都市農地の賃借の円滑化に関する法律の主な記載内容等）
都市農地 （法第2条第2項）	生産緑地法における生産緑地地区の区域内の農地
事業計画の認定 （法第4条第1項）	都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けようとする者は、当該都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」）を作成し、これを市町村長に提出して、その認定を受けることができる。
農地法の特例 （法第8条第1項、第2項）	事業計画の認定を受けた場合、農地法の適用を除外して賃借権の設定が可能になる。これにより、農地所有者は、賃借期間後に農地が返ってくるため、安心して農地を貸すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業計画に従って認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地の権利移動の制限（農地法第3条第1項）の規定は、適用しない。</li> <li>・認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借については、法定更新（農地法第17条）の規定は、適用しない。</li> </ul>

法：都市農地の賃借の円滑化に関する法律

#### （5）大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（大阪府都市農業・農空間条例）による諸制度

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例は、都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関し、基本理念と基本施策を定めた条例で、①多様な担い手の育成（大阪版認定農業者制度）、②農空間の保全（農空間保全地域制度）、③安全安心な農産物の供給（農産物の安全安心確保制度）を条例に基づいた具体的な施策の柱としている。

##### 【農空間保全地域制度】

- ・守るべき農空間を「農空間保全地域」として指定（概ね 5ha 以上の集団農地や生産緑地等が指定対象）
- ・農空間保全地域における遊休農地の利用促進
  - ・農地所有者等の意向把握（農地利用計画の提出依頼）
  - ・遊休農地の利用促進や未然防止に取り組む地域組織を認定及び支援
  - ・府みどり公社による遊休農地の借上げと利用希望者（農業者や市民農園開設者）へのあっせん 等

##### 【遊休農地解消対策区域】

農業委員会、JA、大阪府みどり公社、行政等の関係機関からなる農空間保全委員会を設置し、農空間保全地域内で遊休農地の利用促進に重点的に取り組むべき区域を遊休農地解消対策区域に指定して（泉佐野市でも長滝地区で 44.9ha を指定）、農地の賃借、営農条件の改善、学習農園づくり等により、遊休農地の解消・防止に取り組んでいる。

用語（条番号）	内容（大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の主な記載内容等）
農空間保全地域制度 （条例第 14 条）	農空間の有する公益的機能を発揮させるために必要があると認めるときは、知事が、「農空間保全地域」として指定することができる。 生産緑地地区の区域や農用地区域、市街化調整区域内のおおむね 5 ha 以上の集団農地の区域、これら以外で知事が長期にわたり保全することが適当と認める区域が対象となる。
農地の利用促進方策の検討 （条例第 15 条）	知事は、農空間保全地域内に、営農の継続が困難である農地が存するなどの場合に農地の利用の促進のための方策について、市町村長及び農業委員会、土地改良区及び農業協同組合の代表者その他関係者とともに検討を行う。
農空間づくり協議会 （条例第 16 条）	知事は、農空間保全地域内の農地の利用を促進するため、農地所有者等及び地域住民等で構成され、農地の利用促進に関する計画の策定及び実施を目的とする組織を、申請により、農空間づくり協議会として認定する。
農地の利用希望者の募集 （条例第 17 条）	知事は、農空間保全地域内の農地について、当該農地の所有者等が自ら耕作をすることが困難であり、または協議会による農地の利用促進に関する計画の実施のために必要な場合に、当該農地の利用を希望する者を募集することができる。

条例：大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

#### （6）農業振興地域の整備に関する法律に基づく地域地区及び諸制度

農業振興地域の整備に関する法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律である。

用語（条番号）	内容（農業振興地域の整備に関する法律の主な記載内容）
農業振興地域 （法第 6 条第 1、2 項） （農用地等の確保等に関する基本指針第 3）	今後相当長期（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定した地域。 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること、農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること、農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められることが指定の要件となる。
農用地区域 （法第 8 条第 1、2 項）	市町村は、農業振興地域について「農業振興地域整備計画」を定め、農業振興地域内にある農用地等（耕作、養畜のための採草、家畜の放牧等に供される「農用地」や農業用施設の用に供される土地等）として利用すべき土地を「農用地区域」として定める。

法：農業振興地域の整備に関する法律

### (7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく地域地区及び諸制度

近畿圏の保全区域の整備に関する法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全、または観光資源の保全、開発に資することを目的とした法律である。

用語（条番号）	内容（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の主な記載内容）
<b>近郊緑地保全区域</b> （法第2条、第5条、第6条、第8条） （都市計画法第8条第1項第12号、第3項）	<p>「近郊緑地」は、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地（一体的及び隣接する池沼を含む）であって、相当規模の広さを有しているものを指す。</p> <p>国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大きく、保全によって得られる地域住民の健全な心身の保持及び増進や地域における公害・災害の防止効果が著しい土地の区域を、「近郊緑地保全区域」として指定できる。区域内での建築物その他の工作物の新築、改築、増築、宅地の造成その他の土地の形質の変更、木竹の伐採等について届出の必要がある。</p> <p>「近郊緑地特別保全区域」は、近郊緑地保全区域内で都市計画で定める「特別緑地保全地区」である。</p>

法：近畿圏の保全区域の整備に関する法律

### (8) 自然公園法に基づく地域地区及び諸制度

自然公園法は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律である。

用語（条番号）	内容（自然公園法の主な記載内容）
<b>自然公園</b> （法第2条、第20条、第21条、第33条）	<p>「国立公園」、「国定公園」及び「都道府県立自然公園」のことを指す。</p> <p>自然公園の風致の維持のための規制地域として「特別地域」（「特別保護地区」を含む）があり、特別地域及び海域公園地区以外を「普通地域」という。普通地域であっても基準を超える工作物の新築・改築・増築等には届出が必要になる。</p>
<b>国立公園</b> （法第5条第1項）	我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定する。
<b>国定公園</b> （法第5条第2項）	国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出により環境大臣が指定する。
<b>都道府県立自然公園</b> （法第72条）	優れた自然の風景地で、都道府県が条例により指定する。

法：自然公園法



### (9) 森林法に基づく地域地区及び諸制度

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律である。

用語（条番号）	内容（森林法の主な記載内容）
<b>地域森林計画対象民有林</b> （法第2条、第5条、第10条の2）	<p>「民有林」とは、国有林以外の森林を指す。</p> <p>「地域森林計画対象民有林」は、森林の有する機能別の森林の整備や保全の目標その他森林の保全に関する計画として都道府県知事がたてた「地域森林計画」において、計画対象と定めた森林区域に含まれる民有林を指す。地域森林計画対象民有林における1haを超える開発行為には、林地開発許可が必要となる。</p>
<b>保安林区域</b> （法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第31条）	<p>次に掲げる目的を達成するため、農林水産大臣によって指定された森林もしくは都道府県知事によって指定された民有林を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水源のかん養</li> <li>② 土砂の流出の防備</li> <li>③ 土砂の崩壊の防備</li> <li>④ 飛砂の防備</li> <li>⑤ 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備</li> <li>⑥ なだれ又は落石の危険の防止</li> <li>⑦ 火災の防備</li> <li>⑧ 魚つき</li> <li>⑨ 航行の目標の保存</li> <li>⑩ 公衆の保健</li> <li>⑪ 名所又は旧跡の風致の保存</li> </ol> <p>保安林区域に指定されると、樹木の伐採や土石等の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを禁止することができる。保安林解除の手続きにより保安林の指定を解除することができるが、公益上解除が必要な理由が必要である。</p>

法：森林法

## 2. 用語集

### [あ行]

#### ■アイデンティティ

自己を確立する要素を指す。都市におけるアイデンティティとは、まちとその居住者を中心とする市民との関わり合いの中で生まれるものであり、その都市の魅力、独自性などの「らしさ」を主張するもののこと。

#### ■アドプト制度

国・府・市の管理する道路、河川や公園等の施設において、市民や地元自治会、企業等の団体等が里親となって、自主的に行う清掃や緑化等のボランティア活動を行政が支援し、環境美化等に取り組むことを目的とする制度。

実施される施設によってアドプトロード（道路）、アドプトリバー（河川）、アドプトパーク（公園）、アドプトフォレスト（森林）などと呼ばれる。

#### ■インバウンド

インバウンドツーリズムの略。外国人の訪日旅行及び訪日旅行客のことで、日本以外に居住する外国人が日本を訪れ、日本国内を旅行することをいう。近年、訪日外国人旅行者が劇的に増加しており、観光のみならず、小売業や飲食業等、日本経済の活性化につながることが期待される。

#### ■オープンスペース

公園、広場、河川、ため池、山林、農地、海など、建物によって覆われていない土地のこと。

### [か行]

#### ■管理協定

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

#### ■近郊緑地保全区域

⇒1. (7)近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく地域地区及び諸制度を参照

#### ■くにしせきひねのしょういせき国史跡日根荘遺跡

泉佐野市全域及び熊取町の一部に広がる中世荘園跡。天福2年（1234）に摂関家九条家領の荘園として誕生し、正和5年（1316）に荘園の様子を描いた『日根野村荒野開発絵図』や文亀元年（1501）に大木長福寺に滞在した九条政基のその時の日記『政基公旅引付』が有名。800年経た現在も社寺境内地、ため池や水路が残っていることから平成10年に国史跡の指定を受けている。

#### ■景観軸

河川沿いや、幹線道路沿道など、一本の軸上に連続し、景観構造の骨格となる景観をいう。市街地から山地を見通すなど奥行のある景観を楽しめる場となっていることが多い。

## ■ゲート空間

駅や駅前広場、あるいはその周辺道路など、別の場所から訪れた人を迎え入れる玄関要素のある場所をいう。都市の第一印象に影響する重要なシンボル空間である。

## ■公園施設長寿命化計画

都市公園の遊具をはじめとする公園施設を対象に、安全・安心の確保及び中長期的な維持管理・更新費の削減や管理業務・予算の平準化等を図ることを目的として策定する維持管理計画を指す。

## [さ行]

### ■自然公園

⇒1. (8)自然公園法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■市街化区域

⇒1. (2)都市計画法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■市街化調整区域

⇒1. (2)都市計画法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■指定管理者制度

公共施設等の管理運営を営利企業、財団法人、NPO法人等の法人やその他の民間団体に代行させることができる制度をいう。民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化が主な目的である。

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、①当該施設の利用料金でまかなう、②地方公共団体からの委託費（指定管理料）で運営する、③一部を指定管理料、残りを当該施設の利用料金でまかなう場合の3通りがある。

### ■重要文化的景観

文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものこと。

文化的景観の中でも景観区域または景観地区内にある特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定される。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出る必要がある。

### ■シンボル空間

都市のイメージを象徴し、顔となる空間をいう。地域性豊かで良好な景観をあわせ持ち、都市のにぎわいの中心となっていることも多い。

### ■シンボルロード

景観軸となっている道路のうち、シンボル空間ともなっている道路。

## ■森林環境譲与税（森林環境税）

温室効果ガス排出削減、災害防止のための森林整備、市町村の森林管理システムの創設を目的に、間伐や路網等の森林整備、森林整備を促進する人材育成・担い手の確保、木材利用の普及啓発の財源として、「森林環境税」「森林環境譲与税」の税制度があわせて創設された。

森林環境税は個人住民税均等割納税者から市町村が徴収して国の特別会計に入り、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に森林環境譲与税として譲与（分配）される。

## ■森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、行動する市民または市民グループをいう。

## ■生産緑地地区

⇒1. (3) 生産緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## ■生物多様性

生物多様性は、地球上に存在するさまざまな生物の違いやつながりを示すことばで、互いに影響しながら共存することで、食材の供給や、地球環境の維持など、様々な恩恵を受けられる。

開発等によって生態系の崩壊が進むことが、生物多様性を脅かす大きな要因となっており、山や海や森林だけでなく、都市においても生物多様性を保全することが必要となっている。

平成23年の都市緑地法の改正では、愛知目標（2010年生物多様性条約第10回締約国会議）を反映して、緑の基本計画の内容や計画策定時の留意事項に、生物多様性の確保に関する視点が追加されている。

## ■設置管理許可制度

都市公園法第5条に規定される制度で、公園管理者の許可を受け、公園管理者以外の者が都市公園に売店や飲食店、自動販売機などの公園施設を設置し、または管理することができる制度。

## [た行]

### ■地区計画

都市計画法に基づく制度で、地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民が主体となって話し合い、考えを出し合いながら、区画道路、公園等の配置や、建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模等を地区のルールとして定める。

### ■地域森林計画対象民有林

⇒1. (9) 森林法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## ■地域マネジメント

地域の実態把握や課題分析を通じ、地域の活性化や地域の価値の維持・向上等の目的を設定し、その目的達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、活動すること。

例えば、住宅地では建築協定を活用した良好なまちなみ景観の形成・維持や、広場や集会所等を共有する人々による管理組合の組織化などの取り組みが、業務・商業地では市街地開発と連動したまちなみ景観の誘導や地域美化、イベントの開催などの取り組みが行われている。なお、地域マネジメントは「エリアマネジメント」ともいう。

## ■特定生産緑地

⇒1. (3) 生産緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## ■特別緑地保全地区

⇒1. (1) 都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## ■都市計画区域

⇒1. (2) 都市計画法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## ■都市農地貸借法

⇒1. (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）による生産緑地の貸借に係る措置を参照

## [な行]

### ■ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラやコナラなどナラ類の樹木が集団的に枯損する現象のこと。これにより、山地災害防止や水源かん養などの森林の多面的機能の低下、被害木による景観の悪化、落枝や倒木の危険度上昇など、人間の生活にも悪影響を及ぼす。

予防対策として、樹幹にビニールを巻くことによるカシノナガキクイムシ付着の防止や殺菌剤の樹幹注入、駆除対策として、殺虫・殺菌剤を用いた燻蒸処理、被害木の伐採などが行われている。

### ■農業振興地域・農用地区域

⇒1. (6) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■農空間保全地域制度

⇒1. (5) 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（大阪府都市農業・農空間条例）による諸制度諸制度を参照

## [は行]

### ■ヒートアイランド現象

都市の気温が周辺より高くなる現象のこと。主な原因は、都市部の緑地減少及び地表面の人工化、人工排熱（空調、自動車走行、工場生産活動等）の増加、高層ビルなどによる都市の高密度化などである。

ひねのしょうおおぎ のうそんけいかん  
■日根荘大木の農村景観

泉佐野市大木地区は、平成 25 年に大阪府初の重要文化的景観に選定された。豊かな自然と山間部の盆地ならではの地形を活かした伝統的な農村風景と国史跡日根荘遺跡に指定された中世日根荘由来の寺社やお堂などが、景観の重要な構成要素に特定されている。

■風致地区

⇒1. (2)都市計画法に基づく地域地区及び諸制度を参照

■プラットフォーム

行動や活動などの基盤となる組織や制度をいう。

■保安林区域

⇒1. (9)森林法に基づく地域地区及び諸制度を参照

■ポケットパーク

都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し作ったりしたもの。バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。災害時には生命確保、安否の確認など一時避難的役割を担う。

■ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

■保全配慮地区

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

[ま行]

■マツ枯れ

マツ材線虫病のことであり、マツ科樹木に発生する感染症である。

マツノザイセンチュウ（線虫）がマツノマダラカミキリを媒介としてマツの樹木内に取り込まれることによりマツが枯損する現象のこと。

これにより、山地災害防止や水源かん養などの森林の多面的機能の低下、被害木による景観の悪化、落枝や倒木の危険度上昇など、人間の生活にも悪影響を及ぼす。

予防対策として薬剤注入や薬剤散布、駆除対策として被害木の燻蒸処理や焼却処理などが行われている。

■みどり法人

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

■マネジメントシステム

組織等が定めた方針や目標を達成するために、組織を適切に指揮・管理するための仕組みのこと

## [や行]

### ■ユニバーサルデザイン化

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。

### ■用途地域

⇒1. (2)都市計画法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## [ら行]

### ■ランドマーク

地域の目印となり、その地域を特徴づける重要な景観構成要素。山や樹木などの自然物、橋梁などの土木構造物、高いビルや塔などの建築物で、周囲の物の中でひととき目立ち覚えやすい特徴を有する。

### ■緑化重点地区

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■緑化地域

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■緑地協定

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

### ■緑地保全地域

⇒1. (1)都市緑地法に基づく地域地区及び諸制度を参照

## [わ行]

### ■ワークショップ

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする検討手法。

## [ABC]

### ■MICE

MICE（マイス）とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行 Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値として、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上等の効果が期待される。

## ■ NPO団体

民間非営利法人組織 (Non-profit-Organization) の略。利益を上げることが目的とせず、行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題の解決に向けて活動する民間団体のこと。

## ■ PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (点検・評価) → Action (見直し) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## ■ PFI

Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の頭文字の略。

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設の整備等の促進を図るための措置を講ずることなどにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの。

## ■ P-PFI

都市公園法第5条に規定される制度であり、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置と、そこから生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者(民間事業者等)を公募により選定する制度のこと。